

## 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人 赤門学院（以下「法人」という。）寄附行為第13条及び第28条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等)

第2条 役員及び評議員の報酬は次に定める金額とする。

理事長（常勤）及び副理事長（常勤）には月額報酬及び賞与を支給するものとし、その額は下記のとおりとする。又、支給日は、他の職員と同一の日とする。

- ・理事長月額報酬 240,000 円
  - ・副理事長月額報酬 100,000 円
  - ・賞与については、法人の支給時の現況を考慮し金額を決定する。
- 2 評議員を兼務しない非常勤の理事の報酬は、年額 20,640 円とし、3月に行われる理事会の開催日に一括して支払うものとする。
  - 3 評議員を兼務する非常勤の理事の報酬は、年額 30,960 円とし、3月に行われる理事会の開催日に一括して支払うものとする。
  - 4 評議員の報酬は、年額 20,640 円とし、3月に行なわれる評議員会の開催日に一括して支払うものとする。ただし理事を兼務する者及び法人の職員として在籍している者に対しては、支給しないものとする。
  - 5 株式会社 赤門自動車学校に在籍する理事（評議員を兼任している者を含む）の報酬は、年額 20,640 円とし、同じく、株式会社 赤門自動車学校に在籍する評議員の報酬は、年額 10,320 円とし、双方とも3月に行われる理事会の開催日に一括して支払うものとする。
  - 6 監事の報酬は、年額 30,960 円とし、3月に行われる理事会の開催日に一括して支払うものとする。
  - 7 上記1～6に掲げる者のうち、鉄道の営業キロ（運賃計算キロ）が片道 250 km 以上の遠方から来校する者には、それぞれの年額に 10,320 円を加算する。

### (旅費の支給等)

第3条 理事会及び評議員会に出席した理事及び評議員には、それぞれ旅費等を支給する。ただし、法人に在籍している者及び株式会社 赤門自動車学校に在籍している者には、この規程は適用しない。

第4条 旅費の種類はタクシー代相当額、鉄道運賃、及び宿泊料とする。

### (旅費基準)

第5条 出席のための旅費基準

仙台市内在住の理事及び監事並びに評議員には、家から法人までのタクシー代相当額（往復）支給する。ただし、片道 1 km 以下の場合には、タクシー代相当額

を支給しない。なお、タクシー相当額の計算方法は別紙参照とする。

- 2 仙台市以外に在住の理事及び監事並びに評議員には自宅から駅、駅から法人までのタクシー代相当額と、鉄道運賃（鉄道に変えて自動車を利用する者も含む）を支給する。

（宿泊費）

第6条 やむを得ない事由により宿泊する場合には、事前に理事長の許可を得るものとし、宿泊費として16,000円（税込）を支給する。

（経済路線）

第7条 旅費の経路は、最も経済的な路線及び方法により支給する。ただし、天災その他特別な事情が生じた場合は、実際に経由した経路及び方法によるものとする。

（細則の制定）

理事長は、この規程の施行上必要と認めるときは、細則を定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部を改訂し、令和2年3月24日から施行する。